（組織）
第一条　公文書管理委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織する。
2　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
（専門委員の任命）
第二条　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
（委員の任期等）
第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
4　委員及び専門委員は、非常勤とする。
（委員長）
第四条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（議事）
第五条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2　委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
3　委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
（庶務）
第六条　委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書管理課において処理する。
（雑則）
第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、公文書等の管理に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月二十八日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

省　令

○外務省令第七号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

外務大臣　岡田　克也

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第一項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に、「三人」を「二人」に改め、同条第六項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　公文書類の保存に関すること。
四　条約書その他の外交文書を保管すること。

第一条第十三項中「一人は、命を受けて、外交記録の公開に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」を削り、「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、」を「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」に改める。

第二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十を第一号の二十一とし、第一号の六から第一号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第一号の五の次に次の一号を加える。

一の六　（三ＲＳ）―三―（四―アミノ―一―オキソ―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―イソインドール―二―イル）ピペリジン―二・六―ジオン（別名レナリドミド）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第六条第四項及び第十条第一項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令

臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　生後十二週（在胎週数が四十週未満であった者にあっては、出産予定日から起算して十二週）未満の者

第二条第一項第三号中「以下」を「未満（六歳未満の者にあっては、摂氏二十五度未満）」に改め、同条第二項中「六時間」の下に「（六歳未満の者にあっては、二十四時間）」を加え、同条第四項中「が九十水銀柱ミリメートル」を「（単位　水銀柱ミリメートル）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一歳未満の者　六十五
二　一歳以上十三歳未満の者　年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値
三　十三歳以上の者　九十

第五条第一項第十号中「及び判定に従う意思を書面により表示していた旨」を「を書面により表示していた場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその旨の告知を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄

第五条第二項第二号中「及び判定に従う意思を表示した」を「を書面により表示していた場合においては、当該」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　判定を受けた者が生存中に判定に従う意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

第五条第二項第三号中「判定を受けた」を「前項第十号に規定する場合に該当する場合であって、判定を受けた」に、「場合において」を「とき」に、「判定を拒まない」を「当該判定を拒まない」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第十一号に規定する場合に該当する場合においては、判定を受けた者の家族が当該判定を行うことを承諾する旨を表示した書面

第五条第三項中「前項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「拒まない旨」の下に「又は判定を行うことを承諾する旨」を加える。

第六条第一項第十一号中「旨」を「場合においては、その旨並びにその旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まない旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄又は当該臓器の摘出を受けた者に遺族がないときは、その旨」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二　臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びにその旨の告知を受けた者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨